(事業の目的)

第1条 この事業は、ひとり親家庭の県外からの移住を促進し、移住後により安定し自立 した生活を送ることができるよう支援することで、地域への定着と地域社会の活性化を 図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
  - (1) 子ども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
  - (2) ひとり親 次のいずれかに該当する者であって、子どもを扶養している者をいう。 ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号) 第6条第1項に規定す る配偶者のない女子及び同条第2項に規定する配偶者のない男子
    - イ 婚姻をしていない者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情 にある者を除く。)
  - (3) 実施市町村 次条第1号に規定する食の支援を実施する市町村をいう。

(支援内容)

- 第3条 県は、支援対象者(以下「対象者」という。)に対し、次の各号に掲げる支援を 必要に応じて実施するものとする。
  - (1) 食の支援 実施市町村は、対象者が新たに実施市町村の区域内に住所を定めた月 (以下「転入月」という。)の属する年度を初年度として5年度間、対象者の申請に 基づき県産米「はえぬき」を支給する。この場合において、初年度は、県みらい企画 創造部移住定住・地域活力創生課で実施する「山形県移住世帯向け食の支援事業」に より県産米を支給し、2年度目から5年度目までは、本事業により各年度、県産米40 kgを支給する。県は、各年度において予算の範囲内で実施市町村における当該支給に 要する経費の一部を補助する。
  - (2) 住まいの支援 県は、転入月の翌月から第36月目の月までの間、賃貸住宅に居住する対象者家賃(管理費、共益費及び駐車場料金を除く。)の全部又は一部を、当該月の属する各年度において予算の範囲内で補助する。
  - (3) 仕事の支援 県は、希望する対象者に対し、山形県ひとり親家庭応援センターを通して、就労支援を実施するものとする。
  - (4) 引越しの支援 県は、対象者の引越しに要する経費の全部又は一部を、転入月の属する年度において予算の範囲内で補助する。

(支給基準額)

第4条 前条第1号の食の支援で支給する米の基準となる額(以下「支給基準額」という。)は、1世帯当たり17,656円(消費税及び地方消費税相当額並びに配送料を含む。)とする。なお、米の価格変動により支給基準額が変更となる場合は、別途通知するものとする。

(対象者)

- 第5条 対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 次に掲げる全ての要件を満たす者
    - ア 令和5年4月1日以降に県外から実施市町村に転入し、定住の意思があるひとり 親であること。
    - イ 原則として、転勤による移住ではないこと。
    - ウ 世帯員全員が暴力団等の反社会的勢力の構成員ではないこと。
  - (2) 令和2年度以降、山形県ひとり親家庭移住・定着応援モデル事業実施要綱による支給決定を受け、支援内容ごとに定める支援期間を経過していない者

(食の支援に関する手続)

- 第6条 食の支援を受けようとする者は、支給申請書(別記様式第1号)に、次の書類を添付して実施市町村に令和6年3月8日までに提出するものとする。
  - (1) 世帯員全員の住民票の写し
  - (2) 世帯員全員の戸籍謄(抄) 本又は児童扶養手当証書の写し
- 2 実施市町村は、前項の支給申請書の提出があったときは、当該申請者が支給要件に該当しているかを審査し、その結果を、支給(不支給)決定通知書(別記様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。
- 3 実施市町村は、前条により支援を決定したときは、速やかに、別紙1に定める配送時期及び配送回数を確認し、食の支援発注書(別記様式第3号)を県しあわせ子育て応援部子ども家庭福祉課(以下「県子ども家庭福祉課」という。)あて提出するものとする。
- 4 県子ども家庭福祉課は、市町村より前項の食の支援発注書の提出があったときは、発注書(別記様式第4号)を添付し、全国農業協同組合連合会山形県本部が指定する事業者(以下「受注事業者」という。)あて提出するものとする。
- 5 前項の発注は、原則として、令和6年3月15日までに完了しなければならない。
- 6 受注事業者は、第4項の発注を受けたときは、あらかじめ県と協議した方法により、令和6年3月31日までに、支給を決定した世帯に米を配送するものとする。
- 7 実施市町村は、前項の配送後に、支給基準額を上限とする代金を、受注事業者の請求に基づき支払うものとする。
- 8 実施市町村は、虚偽の申請その他不正の手段により食の支援を受けた者があるときは、 支給決定を取り消し、その者に対し前項の代金の全額に相当する金額を返還させること ができる。

(食の支援以外の支援に関する手続)

第7条 住まいの支援、仕事の支援又は引越しの支援を受けようとする者は、山形県ひとり親家庭応援センターに前条第1項各号に掲げる書類を提出し、第5条に該当する対象者であることの証明を受けるものとする。

(支援の中止)

- 第8条 対象者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、支援を中止する。
  - (1) ひとり親に該当しなくなったとき。

(2) 県外(食の支援を実施しない県内市町村を含む。) に転出したとき。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。